

緊急対策推進要領

大阪府交通対策協議会

1 警報発令期間

令和4年4月19日（火曜日）から4月28日（木曜日）までの10日間

2 交通死亡事故の状況

- 令和4年4月10日から同月19日までの10日間で10件（死者数10人）発生
- 10件中7件が幹線道路で発生

3 推進重点

- (1) あらゆる広報媒体による効果的な広報啓発活動の推進
- (2) 主要幹線道路における交差点活動の強化
- (3) 主要幹線道路を重点とした警察車両によるレッド警戒の実施

4 推進上の留意点

- 警察署、交通関係機関と緊密な連携を図り、管轄区内の交通事故発生実態を的確に把握し、真に効果の上がる広報啓発に配慮
- あらゆる広報媒体（ホームページ、メールマガジン、スポット放送、広報車、チラシ配布、広報誌及び懸垂幕等による広報及び電光掲示板の活用等）を利用した広報啓発の展開
- 街頭活動時等、あらゆる機会を通じた広報啓発の展開
- 新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、感染リスクを効果的に低減するための措置を講じること